

3月末・4月初めは土曜・日曜も開庁します！ ～転入転出などの手続きができます～



問 市民課 窓口係 ☎0952-75-6116

平日に手続きができない人のために、3月末・4月初めの土曜・日曜は、転入・転出・転居の手続きを受け付けます。お仕事などで平日来庁できない人はぜひご利用ください。

なお、多久市に転入する場合は、前住所地の市区町村が発行する「転出証明書」が必要です。

※マイナンバーカードを利用して転出地の市区町村窓口またはマイナポータルからオンラインで転出届をした場合は「転出証明書」は発行されません。

また、マイナンバーカードをお持ちの人は、転入・転居の手続きの際に継続利用の手続きなどが必要ですので、マイナンバーカードを持参してください

■開庁日時 3月28日(土)、29日(日)、4月4日(土)、5日(日)
※9時～12時

■取扱業務

- 転入・転出・転居の手続き
- 国民年金や国民健康保険、後期高齢者医療保険の手続き
- マイナンバーカードの受け取り（事前予約が必要です）

■注意事項

- 必ず顔写真付きの本人確認書類（免許証など）を持参してください
- 本人および世帯主以外の方が手続きに来られる場合は「委任状」が必要な場合があります

■オンラインで転出届ができます

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルからオンラインで転出の手続きができます。

オンラインで転出の手続きをしたあとは、転入先の市区町村窓口で転入の手続きをしてください（転出情報の反映に一定時間かかりますので、時間に余裕を持って手続きをしてください）。

※転出に伴う手続きで、後日多久市役所への来庁が必要な場合があります

※くわしくはデジタル庁ホームページをご覧ください



デジタル庁ホームページ

お知らせ

■手続き 事前に福祉課への相談が必要です

対象となる資格

看護師、准看護師、助産師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

対象となる人

児童扶養手当の支給を受けている人、または同等の所得水準にあるひとり家庭の母や父で過去にこの促進給付金または、同様の給付金を受けていない人

支給期間

6か月以上の修業期間の全期間
ただし、上限は4年です

修了支援給付金

市民税非課税世帯 50,000円
市民税課税世帯 25,000円

支給額

○高等職業訓練促進給付金（月額）
市民税非課税世帯 100,000円
市民税課税世帯 70,500円
※修学最終年度に40,000円加算あり

ひとり親家庭の母や父が、就職の際に有利な資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成課程修了後に修了支援給付金を支給します。その他にも、受給対象者には貸付制度があります。

高等職業訓練促進給付金をご利用ください

問 福祉課 こども係

☎0952-75-6118





60歳以上で求職中の方は
シルバー人材センターへ！

会員募集中

お問合せ先 公益社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会
TEL 0952-20-2011 [佐賀県シルバー 検索](#) [連合会HPへ](#)

会員 メリット

- 生き生きと健康に毎日働く！
- 仕事に応じて収入も得られる！

シルバー人材センターは
生きがいと地域の
ニーズを結びます。



シルバー人材センターへ
入会を検討中の皆様へ！

令和7年度厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業